平成２３年（フ）第３０７号
北海道河東郡音更町木野西通11丁目９番地３
債務者　熊倉　敏幸
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第３２９号
北海道帯広市西13条北１丁目１番地26
ティ・バイ・ティレジデンス303
債務者　松井　　啓
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第３３１号
北海道中川郡池田町千代田348番６、住民票上の住所北海道帯広市西11条南34丁目４番地７
債務者　近藤　三男
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第２６７３号
横浜市磯子区磯子３丁目１番41―205号
債務者　石渡　　亨
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９４８号
横浜市青葉区奈良町1566番地123　岩崎ビル202号
債務者　薄井　賢一
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３０５６号
横浜市港南区上永谷３丁目４番５号
債務者　鈴木　健一
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２９４号
横浜市瀬谷区瀬谷１丁目20番地13　ルルドの森103
債務者　遠藤　貴子
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６４３号
静岡県浜松市中区和地山１丁目７番５号　プレジールいずみ201
債務者　羽田　　香
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３２０号
長崎県佐世保市長畑町405番地３、前住所長崎県佐世保市宮津町916番地１
債務者　岸川　　隆
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第３２３２号
神奈川県藤沢市辻堂元町５丁目17番12号
債務者　森田　隆一
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３２９号
横浜市鶴見区大東町８番地30　ユナイト鶴見ジョバンニ102
債務者　平田和子こと　金　　勝江
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９８２号
神奈川県藤沢市大鋸１―12―37　カサレア湘南104、住民票上の住所神奈川県茅ヶ崎市本宿町３番25号　ドエル・エバーグリーンＣ号室
債務者　沼田　明子（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６３９号
東京都立川市砂川町８丁目24番地の６矢沢荘２階２号
債務者　加藤　　健
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９５号
栃木県大田原市美原３丁目１番57号　市営西原団地1122号
債務者　神長喜美子
1　決定年月日時　平成23年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月22日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２３年（フ）第５３号
島根県浜田市治和町ロ278番地３
債務者　新田　　徹
1　決定年月日時　平成23年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月26日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部